

文星芸術大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、文星芸術大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学部にあつては学士、研究科にあつては修士及び博士とする。

2 前項の学位授与に当たっては、それぞれの学位に専攻分野である「芸術」の名称を付記するものとする。

(学位の授与要件)

第3条 学士の学位は、文星芸術大学学則（以下「学則」という。）第41条に定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、文星芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第19条に定めるところにより、博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、大学院学則第19条の2に定めるところにより、博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定める者のほか、博士の学位は、大学院学則第20条第2項の規定により、本学に博士論文（研究内容により研究作品を加える。）を提出し、その審査及び大学院学則第19条の2第1項に規定する最終試験と同等の試験に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）した者に授与することができる。

(修士論文の提出)

第4条 前条第2項の規定により、修士の学位を受けようとする者は、修士論文を在学期間中に研究科長に提出するものとする。

2 ただし、研究科委員会が、当該課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果をもって前項の論文に代えることができる。（以下「修士論文等」という。）

(博士論文の提出)

第5条 第3条第3項の規定により、博士の学位を受けようとする者は、博士論文を在学期間中に研究科長に提出するものとする。

2 第3条第4項の規定により、博士の学位を受けようとする者は、博士論文に戸籍抄本を添えて、学長に申請するものとする。

3 前項の規定により、博士の学位を受けようとする者は、別に定める論文審査手数料を納付しなければならない。

(学位論文等)

第6条 提出又は申請する修士論文等又は博士論文（以下「学位論文」という。）は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文又は関係書類を提出させることができる。

(学位論文及び論文審査手数料の返還)

第7条 提出又は申請のあった学位論文並びに第5条第3項の納入された論文審査手数料は、返還しない。

(学位申請に係る論文審査の付託)

第8条 学長は、第5条第2項の規定による学位授与の申請を受理したときは、ただちに研究科長に学位授与の可否

に関する審査を付託する。

- 2 研究科長は、付託された博士論文については、付託された日から1年以内に、その合格又は不合格を決定するものとする。

(学位論文等審査)

第9条 研究科長は、提出があった学位論文等の審査並びに大学院学則第19条及び第19条の2に規定する最終試験及び学力の確認(以下「最終試験等」という。)を研究科委員会に依頼する。

- 2 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等を審査するために、学位論文等ごとに審査委員を指名する。

(審査委員)

第10条 審査委員は、研究科委員会において、次により選出し、指名する。

(1) 修士の学位授与の審査にあつては、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教授並びに関連分野担当の教授、准教授及び専任の講師のうちから、教授1名以上を含む2名以上の審査委員を選出し、学位論文等の審査及び最終試験を行わせる。

(2) 博士の学位授与の審査にあつては、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、教授1名以上を含む3名以上の審査委員を選出し、学位論文審査及び最終試験等を行わせる。

- 2 前項の審査及び最終試験等にあたり、研究科委員会が必要と認めた場合は、他の大学院又は研究所の教員、研究員等を審査委員に加えることができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文等の審査を終えた後、学位論文等を中心として関連ある内容について、口述又は筆記の方法により行う。

(学力の確認)

第12条 第3条第4項に規定する学力の確認は、口述又は筆記試験によって行う。

- 2 学力の確認に際し、研究科委員会が必要と認めた場合は、本学の教員等を審査委員に加えることができる。

(審査終了の報告)

第13条 審査委員は、学位論文等の審査及び最終試験等が終了したときは、ただちに論文の内容の要旨(第4条第2項は除く。)、学位論文等審査の結果の要旨及び最終試験等の結果を文書により研究科委員会に報告しなければならない。

(学位授与の可否)

第14条 研究委員会は、前条の報告に基づき審議し、学位授与の可否について議決する。

- 2 前項の議決は、研究科委員会委員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(審査結果の報告)

第15条 研究科長は、前条の結果に第13条に定める書類を添付し、文書により学長に報告する。

(学位の授与)

第16条 学長は、学士にあつては学部長の報告、修士及び博士にあつては前条の報告に基づき、学位を授与する者にはこれを授与し、授与しない者にはその旨を通知する。

- 2 学位の授与は、様式第1号に定める学位記により行う。

(博士論文要旨等の公表)

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文に「文星芸術大学審査学位論文」と明記し、全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを「文星芸術大学審査学位論文の要旨」と明記し、インターネットの利用により公表することができる。この場合において、学長は、求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

3 博士論文のほか、研究作品が博士論文審査に加えられる場合は、研究科委員会の定めるところによりその研究作品を公表するものとする。

(学位の名称)

第19条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「文星芸術大学」と明記するものとする。

(文部科学大臣への報告)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、学位規則第14条に定める様式により文部科学大臣に報告する。

(学位の取消)

第21条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚す行為があったときは、学長は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

2 研究科委員会が前項の決定をする場合には、第14条第2項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付を受けようとする者は、事由を付して学長に願い出なければならない。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、従前の文星芸術大学学位規程は、これを廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 文星芸術大学学位規程（平成17年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第17条及び第18条の規程は、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第16条第2項）

（1 卒業証書・学位記）

第	号
卒業証書・学位記	
大学印	
氏 名 年 月 日生	
本学美術学部美術学科所定の課程を修めたので卒業を認め学士（芸術）の学位を授与する。	
年 月 日	
文星芸術大学学長 氏 名 印	

（2 修士の学位記）

第	号
修了証書・学位記	
大学印	
氏 名 年 月 日生	
本学大学院芸術研究科美術専攻の博士前期課程を修了したので修士（芸術）の学位を授与する。	
年 月 日	
文星芸術大学学長 氏 名 印	

(2 博士の学位記)

甲博第	号
学 位 記	
大学印	
	氏 名 年 月 日 生
本学大学院芸術研究科美術専攻の博士後期課程を修了したので博士（芸術）の学位を授与する。	
	年 月 日
文星芸術大学学長 氏 名 印	

(2 申請により授与する博士の学位記)

乙博第	号
学 位 記	
大学印	
	氏 名 年 月 日 生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（芸術）の学位を授与する。	
	年 月 日
文星芸術大学学長 氏 名 印	